

大洲市6次産業化等推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大洲市内の農林水産物等の地域資源を活用した6次産業化、農商工連携及びグリーン・ツーリズムの取組を推進することにより、地域の活性化や農林漁業者の所得向上を図ることを目的とし、予算の範囲内において、大洲市6次産業化等推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、大洲市補助金等交付要綱（平成28年大洲市告示第35号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 6次産業化商品開発事業 農林漁業者等が生産した農林水産物を活用し、商品開発、加工又は販売までを取り組む事業
- (2) 農商工連携商品開発事業 農林漁業者等が中小企業者等と連携して、互いの経営資源を有効に活用し、商品開発、販路開拓等に取り組む事業
- (3) グリーン・ツーリズム事業 農山漁村地域で自然、文化及び人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動に取り組む事業
- (4) 地産化推進事業 主たる原材料を市外で生産した農林水産物で製造していた加工商品を大洲市産に切り替えて再開発する事業

(補助対象者)

第3条 この事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当し、市税の滞納がないものとする。

- (1) 大洲市内に住所を有する農林漁業者等及び大洲市内で主たる活動を行う農林漁業者等
- (2) 前号に該当するものを主要な構成メンバーとするグループ
- (3) 大洲市内で主たる活動を行う中小企業者等
- (4) その他市長が適当と認める者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業、補助対象経費、補助率等は、別表に定めるところとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該年度において国、県及び市又は財団等の補助金の交付を受ける事業は、補助対象事業としない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「補助事業者」という。)は、大洲市6次産業化等推進事業費補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するに当たり、補助事業者において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない補助事業者については、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条第1項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、速やかに補助事業者到大洲市6次産業化等推進事業費補助金交付決定書(様式第2号)を通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(補助事業の着手)

第7条 補助事業の着手は、原則として補助金の交付の決定後に行うものとする。ただし、やむを得ない事情により補助金の交付決定前に補助事業に着手する必要がある場合は、市長に対し、大洲市6次産業化等推進事業費補助金交付決定前着手届(様式第3号)を提出した後に着手しなければならない。

(計画変更の承認)

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ大洲市6次産業化等推進事業費補助金計画変更(中止)承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助事業の目的達成に資するものと考えられる場合

イ 補助事業の目的及び事業の能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(2) 用途の異なる機械又は施設に変更しようとするとき。

(3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請の内容を審査し、補助事業の変更等の承認をすべきものと認めたときは、大洲市6次産業化等推進事業費補助金計画変更（中止）承認通知書（様式第5号）により、補助事業者へ通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

（状況報告）

第9条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、市長の要求があったときは、速やかに大洲市6次産業化等推進事業費補助金進捗状況報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業の完了した日から起算して20日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、大洲市6次産業化等推進事業費補助金実績報告書（様式第7号）に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 第5条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第5条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を、大洲市6次産業化等推進事業費補助金関係仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第8号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条に規定する実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者は大洲市6次産業化等推進事業費補助金交付確定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(補助金の支払等)

第12条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、当該確定金額を支払うものとする。ただし、事業の円滑な遂行のため市長が特に必要があると認める経費については、補助金の交付決定後に概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定に基づき補助金の支払を受けようとするときは、大洲市6次産業化等推進事業費補助金(概算払)請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

3 補助事業者は、前条の規定による補助金確定通知を受領後、大洲市6次産業化等推進事業費補助金精算払請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その補助金交付の決定を取り消し、又は変更することができる。既に補助金が交付されているときは、市長はその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により、交付決定を受けたことが判明したとき。

(2) 交付の条件に違反したとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(4) 補助事業を終了した年度の翌年度から起算して3年以内に、事業を休止し、若しくは廃止し、又はこれらと同様の状態に至ったとき。

(5) その他市長が補助金を交付することが不相当と認めるとき。

(財産の管理)

第14条 補助事業者は、取得単価が50万円を超える施設、機械及び重要な器具を新たに取得した場合は、速やかに、大洲市6次産業化等推進事業費補助金取得財産報告書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合

は、取得財産等管理台帳（様式第13号）及び関係書類を整備し、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定める処分制限期間中、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 3 補助事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された前項の機械及び重要な器具を処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（関係書類の保管）

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（報告）

第16条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後3年間、毎会計年度終了後、速やかに補助事業に係る過去1年間の事業実施状況について、大洲市6次産業化等推進事業費補助金経過報告書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率等
・6次産業化商品開発事業 ・農商工連携商品開発事業	(1) 謝金 (2) 試作、実験費 (3) 産業財産権等取得費 (4) 加工施設、機械装置等費 (5) 広報費 (6) 商談会等出展費	① 補助率 補助対象経費の 2/3 以内
・グリーン・ツーリズム事業	(1) 農林漁家民宿【※1】施設等整備費 【※1】 客室床面積 33m ² 以上の農林漁業体験民宿または、愛媛県の「愛媛型農林漁家民宿認定要綱」にて認定を受けた客室床面積 33m ² 未満の農林漁家民宿 (2) 農林漁家レストラン【※2】の施設等整備費 【※2】 市内の農林漁業者等が経営し、かつ、市内の農林水産物を主として活用した食事等を提供できる施設 (3) 農林漁業体験施設等整備費 (4) 謝金 (5) 広報費 (6) モニターツアー催行費	②補助金上限額 1,000 千円
・地産化推進事業	(1) 謝金 (2) 試作、実験費 (3) 広報費 (4) 商談会等出展費	① 補助率 補助対象経費の 2/3 以内 ②補助金上限額 500 千円

備考

- 1 交付申請は、事業実施年度において1補助事業者1申請とする。
- 2 6次産業化商品開発事業及び農商工連携商品開発事業について、既存商品のブラッシュアップに係る費用を補助対象経費に含むことができる。
- 3 旅費についての交通手段は、公共交通機関を利用するものに限る。また、グリーン車、ビジネスクラス等の特別に付加された料金、タクシー代は対象外とする。
- 4 機械・施設等整備について、30万円以上の契約を締結する場合、原則として2者以上による入札や見積合わせを実施して業者を決定すること。
- 5 施設等整備について、事業開始に伴い必要最低限、建築又は改修の必要性が生じる整備に限る。なお、申請者自らが建築又は改修を行う場合は、材料費を対象とする。
- 6 施設等整備について、建築又は改修の施工業者は、原則として大洲市内に主たる事業所及び住所を有する個人又は大洲市内に登録されている本店又は支店を有する法人とすること。
- 7 補助金の額は、対象事業毎の補助対象経費を合計した額に補助率を乗じて得た額とし、補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。